

財務省告示第二百三十号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規
 定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却し
 たので、その国債の名称等を別表のとおり告示す
 る。

平成二十年七月二十九日

財務大臣 額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総額買入価額の
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第一回	二億六千七百六十一 万六千六百六十一 円	二億六千六百六十七 万九千六百六十七 円
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第三回	九千九百一十七万七 千九百一十七円	九千九百一十七万七 千九百一十七円
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第五回	二十一億四千九百三 万四千九百三円	二十一億四千九百三 万四千九百三円
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第七回	十八億八千九百八十 万八千九百八十円	十八億八千九百八十 万八千九百八十円
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第九回	六億七千六百五十五 万五千六百五十五 円	六億七千六百五十五 万五千六百五十五 円
個人向け利付 国庫債券 （変動・十 年）	第十三回	三百一十一億九千 三百一十一円	三百一十一億九千 三百一十一円
個人向け利付 国庫債券 （変動・十 年）	第十五回	四千五百九十七億 七千五百九十七円	四千五百九十七億 七千五百九十七円

合 計	〃	〃	〃
	第 二 十 一 回	第 十 九 回	第 十 七 回
円百六千 九億二 十四百 四千二 万五十	円百六 七億 十二 三千 万六	円百八 四億 十六 八千 万五	十三百 九千九 万九十 円百一 八億
九九三千 十万千二 六九三百 六千四百 六二四 百十億	四六六 百十億 七五二 十万千 八二六 千百 円	四八八 百十億 九六五 十万千 一五九 千百 円	円万千百 二六八 百百十 三七九 十十億 三一七